

更正の請求書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div>	令和 年 月 日	※ 処 理 事 項	発信年月日	
	愛知県丹羽郡大口町長 様		通信日付印	確認印
所在地及び電話番号	〒 (電話)			
(ふりがな) 法人名及び法人番号	(法人番号)			
(ふりがな) 代表者氏名印				
地方税法第 条 の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。				
更正の請求の対象となる 事業年度又は連結事業年度	年 月 日から		年 月 日まで	
摘 要	更 正 の 請 求 前		更 正 の 請 求 後	
課 税 標 準 等	, 000 円		, 000 円	
分割基準従業者数	大口町分	人	人	
	総 数	人	人	
分割法人における 課税標準なる法人税額	, 000 円		, 000 円	
税 率	%		%	
法 人 税 割 額	円		円	
外国の法人税等の控除額	円		円	
差引法人税割額	円		円	
均 等 割 額	月	円	月	円
還 付 金 の 額 に 相 当 す る 税 額	円			
法第20条の9の3第1項の更 正の請求の場合	法 定 納 期 限		年 月 日	
法第20条の9の3第2項の更 正の請求の場合	第1号の判決等の確定日		年 月 日	
	第2号の更正・決定等のあった日		年 月 日	
	第3号の政令で定める理由の生じた日		年 月 日	
法第321条の8の2の更正の 請求の場合	国の税務官署の更正の通知日		年 月 日	
更正の請求をする理由及び請 求をするに至った事情の詳細 その他参考となるべき事項				
連結親法人の本店所在地及 び電話番号	〒 (電話)			
(ふりがな) 連結親法人の名称及び法人番号	(法人番号)			
還付を受けようとする金融機 関及び支払方法	銀行	支店	口座番号	普通 当座
関与税理士署名押印	(電話)			

- 注意
- 1 この請求書は、法人の市町村民税について、地方税法第20条の9の3第1項もしくは第2項または第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。
 - 2 この請求書は、更正の請求をする事務所または事務所所在地の市町村長に1通提出すること。
 - 3 「課税標準」の欄には、課税標準及びこれから控除する金額ならびに欠損金額等を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額ならびに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額を記載すること。
 - 4 「更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由を具体的に記載するとともに、課税標準または税額等が過大であった事実を証する書類等(法第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正決定通知書の写し)を添付すること。

参考 地方税法第20条の9の3第1項(更正の請求)

申告納付又は申告納入に係る地方税の申告書を提出した者は、当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が地方税に関する法令の規定に従っていないこと又は当該計算に誤りがあったことにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該申告書に係る地方税の法定納期限から五年以内(限り、総務省令の定めるところにより、地方団体の長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等(当該課税標準等又は税額等に関し更正があった場合には、当該更正後の課税標準等又は税額等)につき更正をすべき旨の請求をすることができる。

号省略

地方税法第20条の9の3第2項

申告書を提出した者又は申告書に記載すべき課税標準等若しくは税額等につき決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合(申告書を提出した者については、当該各号に掲げる期間の満了する日が前項に規定する期間の満了する日後に到来する場合に限る。)には、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期間において、その該当することを理由として同項の規定による更正の請求をすることができる。

号省略

地方税法第321条の8の2(更正の請求の特例)

前条第一項、第二項、第四項又は第二十二項の申告書を提出した法人は、当該申告書に係る法人税割額の計算の基礎となった法人税の額について国の税務官署の更正を受けたこと(同条第二項又は第四項の申告書を提出した法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人又は連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税の額について国の税務官署の更正を受けたこと)に伴い当該申告書に係る法人税割額の課税標準となる法人税額若しくは個別帰属法人税額又は法人税割額が過大となる場合には、国の税務官署が当該更正の通知をした日から二月以内に限り、総務省令の定めるところにより、市町村長に対し、当該法人税額若しくは個別帰属法人税額又は法人税割額につき、更正の請求をすることができる。この場合においては、第二十条の九の三第三項の規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、国の税務官署が当該更正の通知をした日を記載しなければならない。